

## 参考資料

## (処遇改善加算取得特別支援事業)

- ・株式会社エイデル研究所に委託し、処遇改善加算の取得に係る支援セミナー、電話・メール相談、個別相談会・現地相談会を実施しています。
- ・処遇改善加算についてのご質問、ご相談は、以下までご連絡ください。  
エイデル研究所 電話：075-253-0201、メール：kyoto-kaigo@eidell.co.jp

## (第三者評価)

- ・第三者評価は、第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者公表することにより、利用者に対する情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促すことで、利用者本位の福祉の実現を目指すものです。
- ・介護保険事業所に比べ障害福祉サービス等事業所は受診率が低いので、積極的に受診をお願いします。

## (介護サービス事業所の皆様へ（駐車許可の申請）)

- ・平成26年4月に府警本部から出された「駐車許可の申請」についての通知です。
- ・業務のために駐車が必要な場合は駐車許可を申請いただき、基準以上の車両を保持する場合は安全運転管理者の選任の手続きを行っていただきますようお願いします。

## (ワムネット京都府センター)

- ・ワムネットの京都府からのお知らせへのアクセス手順です。
- ・京都府では各事業所への連絡はこのワムネットで行っており、各種補助金の申請開始や各種研修の申込開始等のご案内も掲載しております。
- ・見落とされると、補助金が受け取れない、研修が受けられず人員基準を満たせない、等の不利益が生じる可能性があります。必ず、2日に1回はアクセスし確認していただきますようお願いします。

## (京都府医療的ケア児等支援センターことのわ)

- ・病気や障害があることで、人工呼吸器の管理やたんの吸引等の医療的ケアを日常的に必要とするお子さんとその家族が、地域で安心して生活できるよう相談に応じています。
- ・相談内容に合わせ適切な関連機関をご紹介しますり、福祉サービス等の案内をいたします。

## (アルコール健康障害及びギャンブル等依存症相談窓口について)

- ・依存症専門医療機関や相談機関、自助グループ・回復支援施設等の民間団体を紹介する「アルコール健康障害相談機関マップ」及びギャンブル等依存症問題啓発週間において

相談窓口を紹介する啓発ポスターを関係機関等へ配布し支援機関などの周知を行っております。

**(事業者指定等受付窓口)**

- ・事業所指定等の窓口です。指定や報酬に関する質問等は、管轄の保健所をお願いします。

# 処遇改善加算取得特別支援事業

6月の臨時報酬改定により、加算率UPと対象サービス拡大

令和8年度から、  
実際に業務を行っている  
代表・役員も配分対象に  
できるようになりました！



要件を多く満たすほど、加算率の高い区分を取得できる

新たに加算対象となる下記のサービスは、**令和8年度特例要件** または **キャリアパス要件 I・II** と **職場環境等要件** を満たすことで算定できます。

**介護** 訪問看護、訪問リハビリテーション  
居宅介護支援、介護予防支援

**障害** 計画相談支援、障害児相談支援  
地域相談支援(移行/定着)

これまで  
処遇改善加算を  
未取得



加算の仕組みが  
複雑で  
分かりにくい

職員への  
支給の方法を  
見直したい

より上位区分の  
加算を  
取得したい



申請手続きが  
煩雑で  
分からない

疑問・不安の解消や上位区分の取得を支援いたします！！



## 処遇改善加算 取得支援セミナー

オンラインや対面のセミナー、  
動画配信などで、加算の算定  
要件や取得方法、計画書等の  
記載方法などを丁寧に解説  
いたします。

## 個別相談会 現地相談会

処遇改善加算等に関する疑問  
や不安など、個別のご相談に  
応じます。  
※「きょうと福祉人材育成認証制度」  
への宣言、またはセミナー参加が  
必要です。

## 電話・メール相談

電話やメールでのご相談にも  
対応しています。

**075-253-0201**  
(平日10:30~16:30)

メール:  
kyoto-kaigo@eidell.co.jp

# ◆令和8年度特例要件(生産性向上や協働化に係る取組)について◆

【介護】以下のいずれかの取組を行っていること。⇒(ア)、(イ)、(ウ)のいずれか1つ

- (ア) ケアプランデータ連携システムを利用していること。(対象サービスのみ)
- (イ) 生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを算定していること。(対象サービスのみ)
- (ウ) 介護サービス事業所等が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属していること。

【障害】以下の(ア)又は(イ)いずれかの取組を行うとともに、(ウ)の取組を行っていること。

⇒(ア)+(ウ)、または(イ)+(ウ)が必要※ ※各種相談支援事業所の場合、(ウ)の対応は不要

- (ア) 職場環境等要件の「生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のための取組」のうち5以上の取組(うち⑬及び⑳は必須)を実施すること。
- (イ) 障害福祉サービス等事業所が所属する法人が、社会福祉連携推進法人に所属していること。
- (ウ) “処遇改善加算Ⅱ口の加算額の2分の1”以上を基本給等の改善に充てること。

令和8年度特例を満たす、あるいは満たすことを誓約する事業所に限り、

◆加算Ⅰ・Ⅱを取得する事業者は**上乘せの加算区分(口)**を取得可能

◆従来の加算対象サービスは、**キャリアパス要件(介護:Ⅰ～Ⅳ、障害:Ⅰ～Ⅲ)**及び**職場環境等要件**は**令和8年度中の対応を誓約すればよい**

◆**新規対象サービス**は**他の要件が不要**となる

※特例要件を満たしていなくても  
処遇改善加算は取得可能



## キャリアパス要件 Ⅰ～Ⅴ

加算の区分に応じて(前ページ)、以下の要件を満たすことが必要です。

### キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)

福祉・介護職員について、職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する。

### キャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)

福祉・介護職員の資質向上の目標や以下のいずれかに関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保する。

- a 研修機会の提供又は技術指導等の実施、福祉・介護職員の能力評価
- b 資格取得のための支援(勤務シフトの調整、休暇の付与、費用の援助等)

### キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)

福祉・介護職員について以下のいずれかの仕組みを整備する。

- a 経験に応じて昇給する仕組み
- b 資格等に応じて昇給する仕組み
- c 一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み

### キャリアパス要件Ⅳ(改善後の年額賃金要件)

【介護】経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が年額440万円以上であること。(処遇改善加算による賃金改善以前の賃金が年額440万円以上である者を除く。)

※年額440万円以上の職員がいない状況でも、「小規模事業所等で職員間の賃金バランスに配慮が必要」など理由がある場合は**免除**

【障害】経験・技能のある福祉・介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が年額460万円以上であること。(処遇改善加算による賃金改善以前の賃金が年額460万円以上である者を除く。)

※年額460万円以上の職員がいない状況でも、「職場環境等要件」について全体から14以上の取組を実施している場合は**要件を満たす**

### キャリアパス要件Ⅴ(配置等要件)

【介護】サービス類型ごとにサービス提供体制強化加算、特定事業所加算等の届け出を行っていること。

【障害】福祉専門職員配置等加算の届出を行っていること。

令和8年度特例要件による  
猶予あり



# 月額賃金改善要件

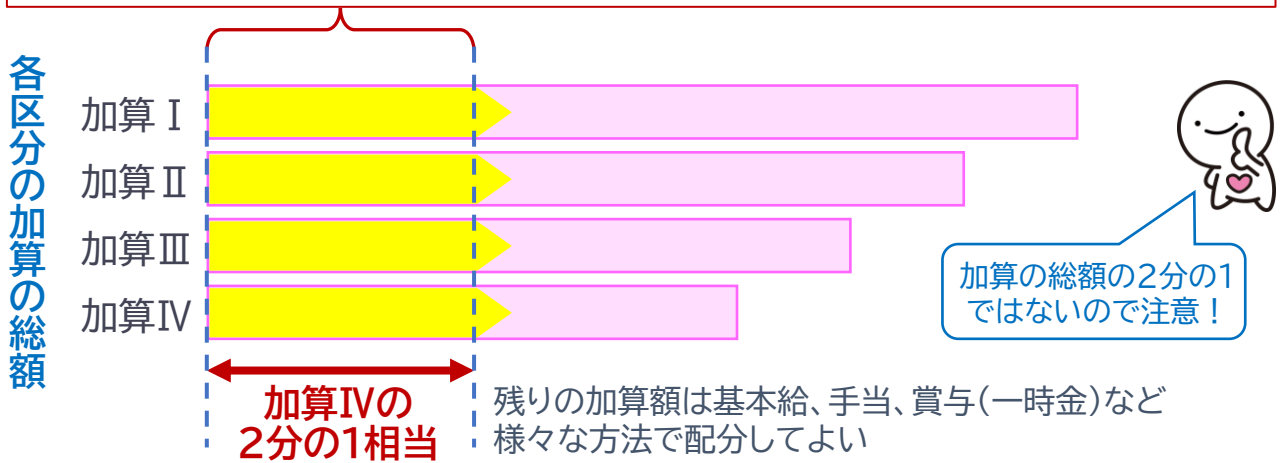
※令和8年6月から処遇改善加算の対象となるサービスには適用されません。

【介護】：(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援

【障害】：計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援(移行)、地域相談支援(定着)

加算の総額のうち、一定の額は賞与や一時金ではなく、基本給の増額や手当等で配分する必要がありますので、月々の運用を計画的に行う必要があります。

加算額のうち、“加算Ⅳに相当する加算額の2分の1”以上を月額賃金改善(「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」)として配分



# 職場環境等要件

介護と障害とで求められる要件が一部異なります。

**加算Ⅰ・Ⅱ(Ⅰイ・Ⅰロ、Ⅱイ・Ⅱロ)を取得する場合：13以上の取組が必要**

- ・6の区分ごとにそれぞれ2つ以上(生産性向上は3つ以上、うち⑰又は⑱は必須)を実施。
- ・介護サービスの情報公表制度を活用し、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目及びその具体的な取組内容を「事業所の特色」欄に記載する。(見える化要件)

【介護】

**加算Ⅲ・Ⅳを取得する場合や、新規対象サービス：7以上の取組が必要**

- ・6の区分ごとにそれぞれ1つ以上(生産性向上は2つ以上)を実施。

**加算Ⅰ・Ⅱ(Ⅰイ・Ⅰロ、Ⅱイ・Ⅱロ)を取得する場合：13以上の取組が必要**

- ・6の区分ごとにそれぞれ2つ以上(生産性向上は3つ以上、うち⑱は必須)を実施。
- ・障害福祉サービス等情報公表制度を活用し、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目及びその具体的な取組内容を記載する。(見える化要件)

【障害】

**加算Ⅲ・Ⅳを取得する場合や、新規対象サービス：8以上の取組が必要**

- ・6の区分ごとにそれぞれ1つ以上(生産性向上は2つ以上)実施するとともに、全体で8以上の取組を実施。 ※令和8年度特例要件に関係なく、令和8年度中の実施を誓約することでもよい。

令和8年度特例要件による  
猶予あり



厚生労働省のHP「介護職員の処遇改善」では、職場環境等要件の事例集など様々な情報が提供されています。詳しくはQRコードから、または[こちらをクリック](#)



## 処遇改善加算取得支援セミナー

セミナー申込は  
QRコードから



【定員】会場:50名、オンライン:80名

または[こちらをクリック](#)

テーマ	日程	会場/オンライン	時間
令和8年度 基本セミナー (全日程同一内容)	8月28日(金)	オンライン(Zoom)	14:00~16:00
	10月20日(火)	京都経済センター 4-F	
	12月14日(月)	オンライン(Zoom)	
令和9年度の 取得に向けて	1月以降 2回実施 (別途案内予定)	京都経済センター/ オンライン(Zoom)	14:00~16:00

## 電話・メール相談

電話やメールでのご相談を受け付けております。(平日10:30~16:30)

電話:075-253-0201 メール:kyoto-kaigo@eidell.co.jp

## 個別相談会・現地相談会

※相談会のご利用には、[きょうと福祉人材育成認証制度](#)における“**宣言**”、  
または、「[処遇改善加算取得支援セミナー](#)」への参加が必要です。

(セミナーの対象期間:令和8年1月実施済み分~令和9年1月以降実施予定分まで)

取得要件に関する取組や職員への配分、計画書・報告書の  
作成など、処遇改善加算についてご相談に応じます。  
ご希望の「日時」と「実施方法(オンライン・対面)」をお知らせ  
ください。1回あたりの所要時間は最大2時間です。

相談会申込は  
QRコードから  
または[こちらをクリック](#)



制度整備のために「[きょうと福祉人材育成認証制度](#)」をご活用ください

処遇改善加算のキャリアパス要件Ⅰ~Ⅲや職場環境等要件の項目の  
多くは、認証制度の基準となっています。  
認証制度にて提供している支援を活用することで、処遇改善加算に  
必要な仕組みを整備することが可能です。



きょうと福祉人材育成認証制度については  
京都福祉情報サイト“[kyoto294.net](#)”でチェック!



## 問合せ先

「処遇改善加算の取得」[「きょうと福祉人材育成認証制度」](#)について、お気軽にお問合せ下さい。

京都府福祉人材サポートセンター コンサルティング事業部門/エイデル研究所 京都支社

京都市中京区烏丸通夷川上る少将井町245-1 烏丸梅田ビル(地下鉄「丸太町」駅 6番出口すぐ)

電話: 075-253-0201 FAX: 075-253-0204 メール: kyoto-kaigo@eidell.co.jp

令和7年  
創設から  
20周年を  
迎えました



## 第三者評価事業受診のご案内

京都介護・福祉サービス

第三者評価等支援機構

(事務局：社会福祉法人 京都府社会福祉協議会)

### 第三者評価の目的と趣旨

- ① 第三者評価事業は、個々のサービス事業者の組織運営やサービスの提供内容について、その透明性を高めるとともに、サービスの質の向上・改善に寄与することを目的としています。
- ② そして評価の結果が公表されることで、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報になることも重要な目的です。
- ③ サービス事業者のコンプライアンス意識の顕在化と、利用者への安心と信頼を提供することにつながり、事業者と利用者の双方にとって有益な事業となることを期待するものです。

# 京都ならではの取り組み

「受審」ではなく「受診（ありのままを診る）」



京都の第三者評価は、事業所を審判したり格付けするものではなく、**ありのままを診る**という意味で、「受診」としています。

また、評価を行うに当たっては、「**ポジティブ・アシスト**」（**肯定的支持**）を基本とし、事業所の「伴走者」の姿勢でのぞんでいます。

今の事業所の強みをより伸ばし、弱みをより良い方向に改善する支援をしていく。そのような「お手伝い」をすることが、京都の第三者評価の役割で、事業所側にとっては内的な効果と、外的な効果を得ることが出来ます。

## 内的な効果と外的な効果とは

「内的効果」⇒事業者の質の向上への取り組みの支援

例えば

- ・自らが提供するサービスの質について改善すべき点が明らかになる。
- ・改善すべき点が明らかになるため、サービスの質の向上に向けた具体的な取り組みの目標設定が可能となる。
- ・第三者評価を受ける過程において、職員の自覚と改善意欲を向上し、諸課題の共有化が促進される。

「外的効果」⇒就職希望者や利用者への情報提供

例えば

- ・就職フェアで「第三者評価受診事業所」として紹介され、就職希望者が、事業所を選択するときの一つの指標となる。
- ・きょうと福祉人材育成認証制度の要件となっている。
- ・利用者が、介護・福祉サービス事業所を選ぶ際に役立つ情報を得ることが出来るとともに、サービスを受けている事業所が、問題解決やサービス向上に関心があるかを確認することができる。

# 受診事業所の声 (アンケートより)



受診事業者からは次のような声が寄せられています。

## ●課題・情報の共有

- ・組織全体とチームの一貫した課題共有の重要性を改めて気付かされた。
- ・情報の共有・書類の管理の見直しの機会になった。
- ・項目ごとに細かく振り返りの資料として活用でき、新たな課題抽出にも役立った。

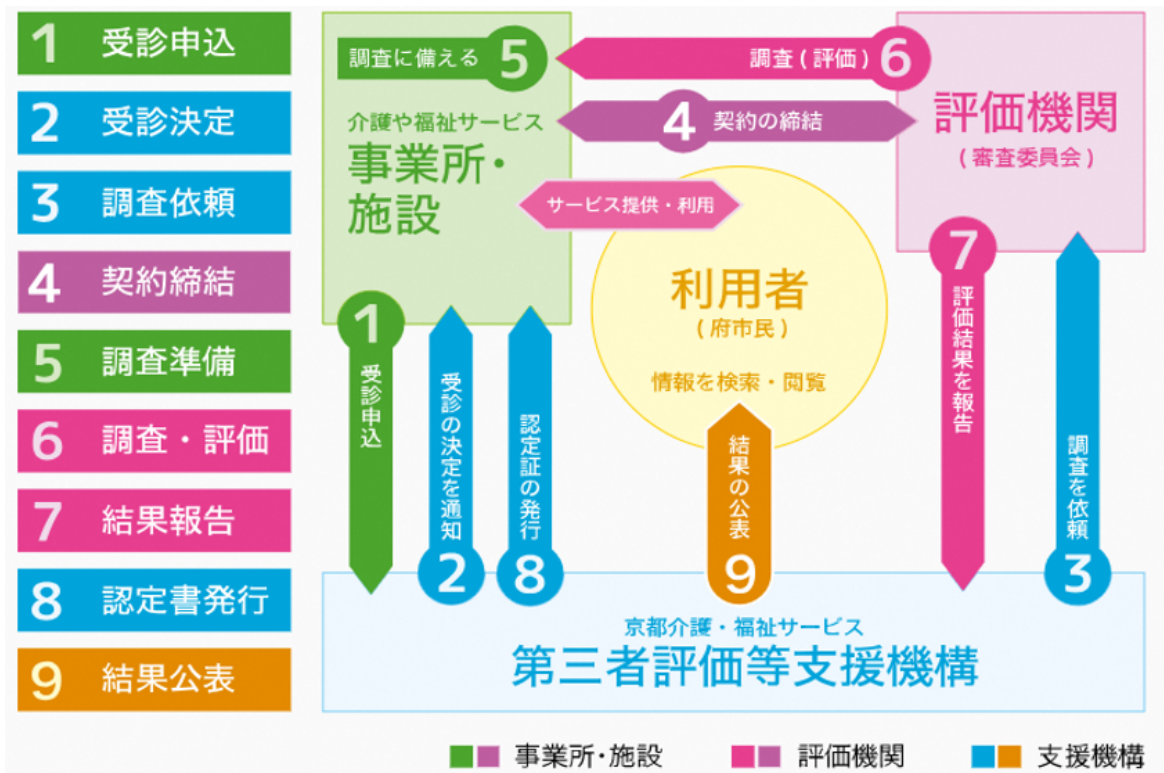
## ●方向性・指標

- ・見えていなかった事業所の「強み」を確認できた。
- ・よりよい労働環境・サービス内容を考えていくための指標となった。

## ●人材の育成・意識向上

- ・主任クラス等の中堅職員の意識が大きく変化した（人材育成としての効果が大きかった）
- ・管理職以外の職員も参加することにより、職員の仕事に対する意識や業務改善に向うモチベーションが高まった。
- ・これまで以上に、いろいろな職種間での情報の共有・連絡・相談が一体化した。

# 受診準備から公表まで



詳細はホームページをご覧ください

京都介護・福祉サービス  
第三者評価等支援機構  
ホームページURL  
<https://kyoto-hyoka.jp/>

アクセスは  
こちらから





設立から20周年を迎えました！

# 京都介護・福祉サービス第三者評価 令和8年度

きょうと  
福祉人材育成  
認証制度の  
必須項目です



## 受診事業所 募集開始



### 令和8年度 第三者評価の受診事業所を募集します。

サービス向上や、事業所の取り組みをアピールするために、積極的にご応募ください。  
詳細はホームページの『各事業所の方へ』をクリックして、『評価を受ける』からご確認いただけます。

#### ▶応募手続き

ホームページから「受診応募票」をダウンロードして必要事項を記入の上、事務局まで郵送または、ホームページのフォームから提出してください。

※訪問希望月は申込から3ヶ月以上先の月をご記入ください。

#### ▶評価分野・料金

評価を受けるサービス(受診サービス)		料金(税込)
介護サービス分野	通所系・入所系サービスの場合	187,000円
	居宅介護支援・訪問系サービス・ 福祉用具貸与(販売)のみの事業所	165,000円
福祉サービス分野	保育所・認定こども園	314,286円
	障害福祉事業所 社会的養護の施設	
	共通評価項目(養護老人ホーム・軽費老人ホームなど)	209,524円



## 締切：令和8年7月3日(金)

※以後も受付いたしますが、ご希望に添えない場合があります。

- 訪問調査時期については施設・事業所のご希望によりますが、早めの受診をご検討ください。
- 感染症や気象状況等の影響により、訪問調査の実施を遅らせたり、中止する場合があります。
- 年度末に近づく時期のお申込みは年度内の評価を実施することが難しくなる場合があります。

### お問合せ

#### 京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構 事務局

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375

ハートピア京都5F 京都府社会福祉協議会内

TEL：075-252-6292 FAX：075-252-6310

ホームページはこちら

<https://kyoto-hyoka.jp/>



## 介護サービス事業所の皆様へ

平成26年4月  
京都府警察本部  
交通部交通規制課

本書は、介護サービス事業所の皆様に「警察署長の駐車の許可」申請をしていただくに当たって、正しい申請の仕方と、事業所で一定の台数以上の車を保有している場合に届出が必要な安全運転管理者選任届について解説しています。

日々、介護の現場でご活躍されている皆様の一助になれば、誠に幸いに存じます。

### ● 駐車許可の申請

介護サービス事業所で使用する車両（四輪車・二輪車）（以下「自動車」といいます。）を、駐車が禁止されている道路にやむを得ず駐車しなければならない場合、駐車する場所を管轄する警察署長は申請内容を検討し、駐車許可証を交付しています。

通常、申請を受ける自動車は、

「事業所」又は「事業者」名義の自動車

とさせていただきますが、諸事情により、やむを得ず事業所で勤務する職員の方から借り受けた自動車を業務に使用する場合、確実な賃貸借契約がなされ、介護サービス事業所の業務に使用されることが必要です。

いずれにせよ、法の規定をお守りいただき、正しい車両の運行及び駐車許可の使用に努めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### ● 安全運転管理者の選任が必要なとき

自動車の使用者（その自動車を使用する権原を有する者で、かつ、その自動車の運行を総括的に支配することのできる地位にある者を指し、法人であると自然人であることを問いません。）は、安全運転に必要な業務を行わせるため、規定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、安全運転管理者を選任しなければなりません（道路交通法第74条の3第1項）。

※ 「規定の台数以上の自動車」の台数とは？

- ・ 乗車定員11人以上の自動車…………… 1台以上
- ・ その他の自動車の場合…………… 5台以上
- ・ 大型自動二輪車又は普通自動二輪車… 1台を 0.5台として計算

上記台数以上の自動車を確保しているにもかかわらず安全運転管理者を選任されていない事業所の事業者は、法に定められた要件を備えた方の中から安全運転管理者を選任し、速やかに当該事業所を管轄する警察署の交通課に安全運転管理者選任届を提出してください。

◎ 罰則：5万円以下の罰金（事業者・法人双方）（道路交通法施行規則第9条の8）。

※ 原動機付自転車（50cc以下のもの）については届出の対象から除かれます。

【駐車許可申請及び安全運転管理者選任届の手続要領】

○ 駐車許可申請

駐車する場所を管轄する警察署の交通課に赴き、「駐車許可申請書」のご提出をしていただきますが、提出部数は2部とし、それぞれの申請書に、

- ・ 当該車両の車検証（第一種原動機付自転車であれば自賠責保険証等）の写し
- ・ 駐車場所を示す地図（具体的に記載したもの）
- ・ 居宅サービス一覧表（各駐車場所を特定するのに必要となるもの）
- ・ 業務内容が分かる資料（ホームページ掲載内容を印字したもの又は業務パンフレット等）
- ・ 運転者（職員）各人の運転免許証写し（表裏）
- ・ 運転者（職員）各人の雇用を証する書面

といったものを添付していただきます。

○ 安全運転管理者選任届

事業所の所在地を管轄する警察署の交通課に赴き、「安全運転管理者選任届」のご提出をしていただきますが、提出部数は1部とし、届出書に、

- ・ 運転経歴証明書  
※ 運転経歴証明書は、警察署、交番及び駐在所に備え付けの申請用紙に所要の事項をご記入いただき、自動車安全運転センター京都府事務所までお送りください（手数料が必要となります。）。
- ・ 運転免許証の写し（表裏）  
※ 京都府内にお住まいの方は運転免許証の写しで結構ですが、京都府外にお住まいの方は、住民票の写しを別途添付してください。
- ・ 職務経歴証明書

の各書面を添付していただきます。

○ その他

ご不明な点がございましたら、お近くの警察署交通課にお尋ねください。

川端警察署	075-771-0110	向日町警察署	075-921-0110
上京警察署	075-465-0110	宇治警察署	0774-21-0110
東山警察署	075-525-0110	城陽警察署	0774-53-0110
中京警察署	075-823-0110	八幡警察署	075-981-0110
下京警察署	075-352-0110	田辺警察署	0774-63-0110
下鴨警察署	075-703-0110	木津警察署	0774-72-0110
伏見警察署	075-602-0110	亀岡警察署	0771-24-0110
山科警察署	075-575-0110	南丹警察署	0771-62-0110
右京警察署	075-865-0110	綾部警察署	0773-43-0110
南警察署	075-682-0110	福知山警察署	0773-22-0110
北警察署	075-493-0110	舞鶴警察署	0773-75-0110
西京警察署	075-391-0110	宮津警察署	0772-25-0110
		京丹後警察署	0772-62-0110

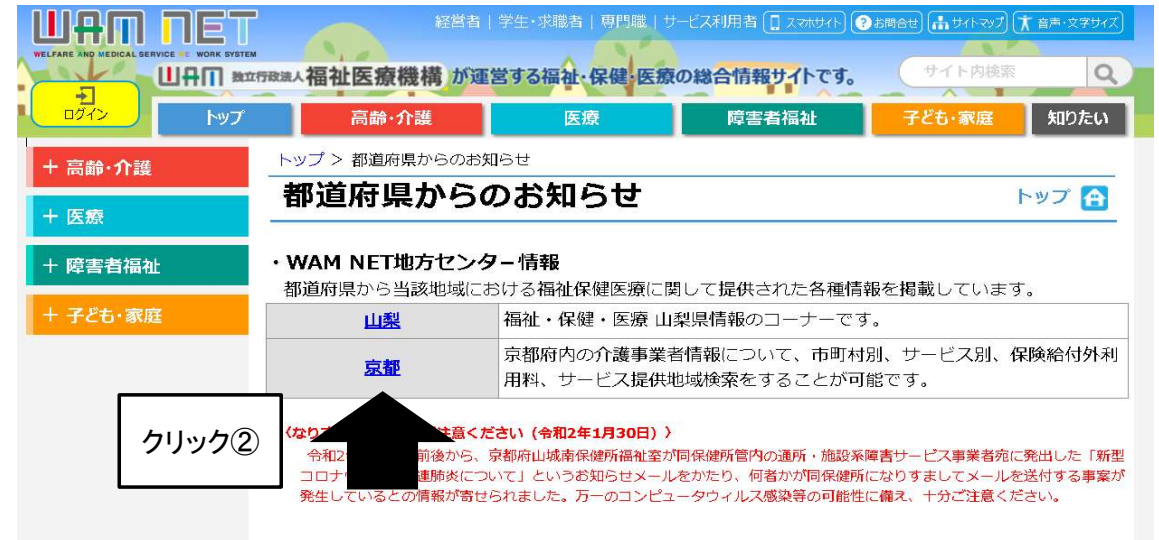
# 「WAMネット 京都府からののお知らせ」へのアクセス方法

★ 「WAM NET」へアクセス(アドレス(https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/))

① トップ画面中、「特設サイト」の『都道府県からののお知らせ』をクリック



② 「WAM NET地方センター情報」画面中、『京都』をクリック



③ 「京都府センター」画面中、「メインメニュー」「掲示板」欄の『府からののお知らせ(障害福祉関連)』をクリック



④ 記事を検索



○京都府では各事業所への連絡はこのワムネットで行っており、

- ・各種補助金の申請開始
  - ・各種研修の申込開始
- 等のご案内も掲載しております。

○見落とされると、

- ・補助金が受け取れない
  - ・研修が受けられず人員基準を満たせない
- 等の不利益が生じる可能性があります。

○必ず、2日に1回はアクセスし確認していただきますようお願いします。

## センターからのご挨拶

### 医療的ケアを日常的に必要とする お子さんとご家族さまへ

京都府では、京都市を含む京都府全域にお住まいの医療的ケアを日常的に必要とするお子さんと、そのご家族が安心して生活していただけるよう、京都府庁の健康福祉部障害者支援課内に「京都府医療的ケア児等支援センター(ことのわ)」を開設しました。

このセンターでは、どこに相談すればよいか分からないご家族などからの相談を専属の看護師がお伺いし、関係機関と連携して対応してまいります。

また、医療的ケア児とご家族が、住み慣れた地域で、医療、保健、福祉、教育等関係機関の連携による切れ目ない支援が受けられるよう、連絡調整や関係機関に従事する方への情報提供や研修等を実施してまいります。



どこにも誰にも相談できず  
一人で悩んでいませんか？

「こんなことを相談していいのかな？」

と思ったら、迷わずに

「ことのわ」にお電話してください。

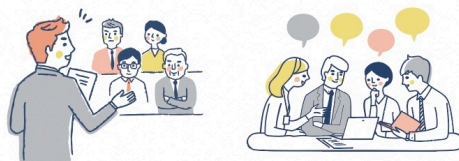
一緒に考えましょう。

## 京都府 医療的ケア児等支援センター

### その他の役割

相談支援以外にもこのような役割をいたします。

#### 1. 関係機関並びに 従事する方への 情報提供及び研修・企画



#### 2. 関係機関等との連絡調整



医療的ケア児とご家族さまへ

## 京都府 医療的ケア児等 支援センター

愛称：ことのわ

-開設のお知らせ-



### 京都府健康福祉部障害者支援課

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

Tel:075-414-4633 Fax:075-414-4597

Mail:shogaishien@pref.kyoto.lg.jp

# ～“ことのわ”を中心に、病気や障害があっても安心して生活できる京都府へ～

愛称：ことのわ

## 京都府 医療的ケア児等 支援センター

京都府では病気や障害があることで、人工呼吸器の管理やたんの吸引等の医療的ケアを日常的に必要とする子どもと  
そのご家族の相談に応じるとともに、地域で安心して生活  
できるよう関係機関との連携を進めるため「京都府医療的  
ケア児等支援センター」を令和4年4月25日に開設しました。

専用電話番号

# 075-414-5120

平日9:00～16:00（祝日・年末年始を除く）

京都府庁1号館4階健康福祉部障害者支援課内

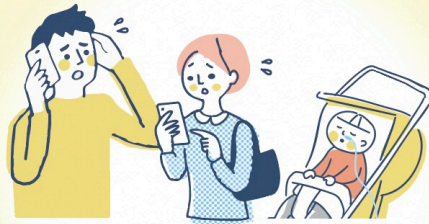
「ことのわ」とは・・・

古くから人と人との支え合いが根付いている  
“古都”京都において、医療的ケアが必要な子どもと  
そのご家族を多くの機関で連携し、  
サポートすることを表現しています。

同じ悩みをもっている  
ほかの方のお話を聞きたい



子どもから目を離すと  
不安なので、  
眠ることができません



緊急の用事の時に  
すぐに預けるところがありません

きょうだいに寂しい思いを  
させていて心配です



子どもを預けられるところ  
が見つからないので、  
働くことができません



子どもが入学する予定ですが、  
どのような生活になるのか不安です

## あなたの飲み方は大丈夫？

下の4つの質問のうち1つあてはまればアルコール問題を抱えている可能性が、2項目以上あてはまればアルコール依存症の可能性がります。

### アルコール依存症の可能性をみる チェック法「CAGEテスト」

- 1 飲酒量を減らさなければならぬと感じたことがある？  
(Cut down)
- 2 他人があなたの飲酒を非難するのが気にさわったことがある？  
(Annoyed by criticism)
- 3 自分の飲酒について悪いとか申し訳ないと感じたことがある？  
(Guilty feeling)
- 4 神経を落ち着かせたり、二日酔いを治すために「朝からの飲酒」「迎え酒」をしたことがある？  
(Eye-opener)

## 節度ある適度な飲酒量とは？

厚生労働省が定めている適正な飲酒量は「節度ある適度な飲酒」と表現され、お酒を飲んでも赤くならない体質の健康な男性で1日2ドリンクまでとされます。お酒に弱い(酒を飲んで赤くなる)体質の人、女性、そして65歳以上では2ドリンクより少ない量が望ましいとされています。

## アルコールの1ドリンクとは？

WHO(世界保健機関)では、「純アルコール10gのアルコール飲料」を「1ドリンク」と定義しています。

### 酒類の2ドリンク量

酒の種類(基準) %	酒の量	だいたいの目安
ビール・発泡酒(5%)	500mL	中ビンまたはロング缶1本
チューハイ(7%)	350mL	350mL 缶の1本
焼酎(25%)	100mL	0.5合強
日本酒(15%)	170mL	1合弱
ウイスキー・ジンなど(40%)	60mL	ダブル1杯
ワイン(12%)	200mL	ワイングラス2杯弱

個人差はありますが、通常、アルコール(約20g = 2ドリンク)が体内から消失するには、約4~5時間かかります。

## 周囲の人も・・・

- 本人の飲酒による問題が次々とふりかかり、やむなく後始末に追われる



## 悩まず相談してください

本人や家族だけで抱え込まず、専門の機関に相談しましょう。また、お住まいの地域を担当する保健所、保健福祉センター、自助グループや回復施設にも相談できます。

家族や周りの関係者が相談することも大切です。

まずは、お近くの相談機関、医療機関等へお問い合わせください。

### ◆アルコール健康障害相談拠点機関とは

関係機関と連携し対応するために、依存症相談員を配置したアルコール健康障害に関する相談の拠点

### ◆アルコール健康障害専門医療機関とは

依存症患者が地域で適切な医療を受けられるようにするために、アルコール健康障害に関する治療を行っている専門医療機関

### 自助グループ

依存症本人または家族同士が体験を共有し、理解を合い、支え合うことによって問題を解決する組織

### 回復施設

依存症等からの回復を支援する施設

▶内側の相談機関マップをご覧ください

## お酒のことで 困っていませんか？



### アルコール健康障害

## ～相談機関マップ～

京都府

健康福祉部障害者支援課 認定・精神係

TEL/075-414-4732・4606

FAX/075-414-4597

## アルコール 依存症とは？

アルコール依存症は、習慣的に飲酒する人なら誰でもなりうる病気です。この病気では強い飲酒欲求が起これ、自分の意志で飲酒をほどほどにとどめておくことができなくなり、健康面だけでなく家庭や仕事でも飲酒による問題が生じます。まず相談からはじめ、治療や支援につながることで回復が可能です。



## 特徴

- お酒のことが頭から離れない
- 飲みだすと適量で止められない
- お酒が切れてくると落ち着かない、手が震える
- お酒を止めよう、減らそうとしても続かない
- 日中から飲み続けることがある
- 飲酒による問題があっても飲んでしまう
- 本人は自覚しにくく、まず家族が困ることも多い

※飲酒により、心身の病気、DV、虐待、飲酒運転、仕事上の問題などが引き起こされることもある

## 誤解していませんか？

- ▶ 意志の弱さや性格の問題ではありません
- ▶ 女性は飲酒による影響を受けやすく、アルコール依存症になりやすいとされています
- ▶ 治療や支援により回復が可能な病気です

# 相談機関マップ

※令和4年12月現在

## 民間団体（自助グループ・回復施設）

地域	機関名	相談	自助グループ	回復施設	住所	電話番号
丹後	京都府丹後断酒会	●	●		京丹後市丹後町間人 1404	0772-75-1532
	京都府宮津断酒会	●	●			
中丹東	京都府舞鶴断酒会	●	●		舞鶴市字森 295-21	090-3430-0564
中丹西	京都府福知山断酒会	●	●		船井郡京丹波町栗野 29	0771-86-0580
南丹	京都府断酒平安会	●	●		京都市伏見区醍醐中山町39-2 19棟102号	070-5667-9362
	京都府断酒平安会	●	●		京都市伏見区醍醐中山町39-2 19棟102号	070-5667-9362
京都市	京都断酒会	●	●		京都市上京区寺町通今出川上る二丁目鶴山3	075-241-9519
	特定非営利活動法人 京都マック	●		●	京都市下京区大宮通丹波口下ル大宮3丁目18番地 MACビル	075-741-7125
	京都府断酒平安会	●	●		京田辺市草内大切 48-103	0774-65-9970
乙訓 山城北 山城南	京都府断酒平安会	●	●			

## 相談拠点機関・専門医療機関

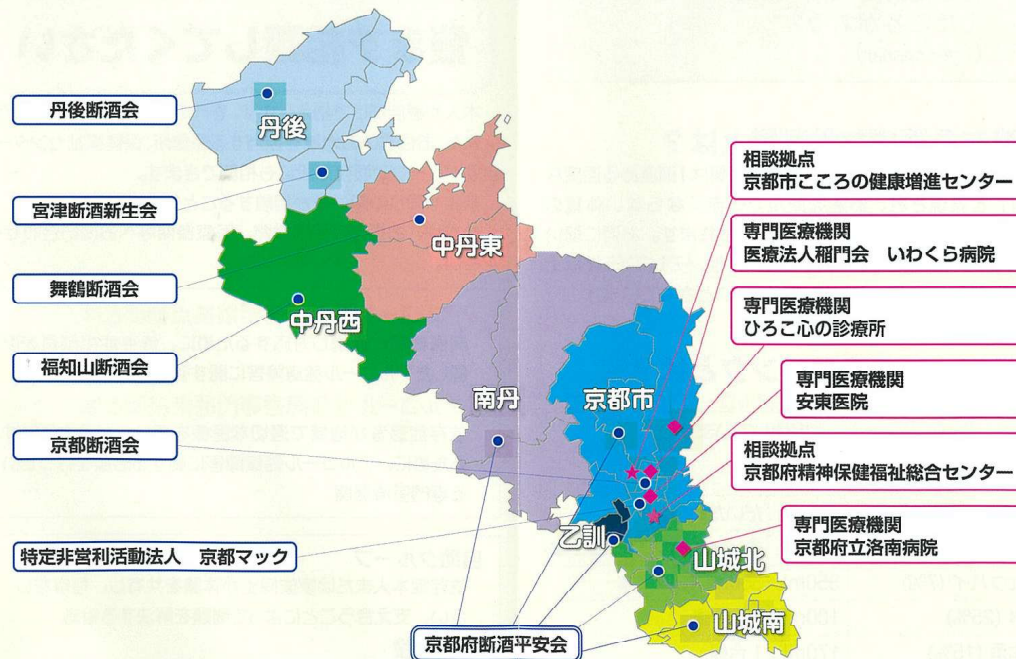
アルコール健康障害相談拠点機関 アルコール健康障害専門医療機関	相談拠点	専門医療機関	住所	電話番号
京都府精神保健福祉総合センター ※京都府（京都市以外）にお住まいの方の相談窓口	★		京都市伏見区竹田流池町 120	075-645-5155
京都市こころの健康増進センター ※京都市にお住まいの方の相談窓口	★		京都市中京区壬生東高田町1番地の20	075-314-0874
医療法人稲門会 いわくら病院	◆	◆	京都市左京区岩倉上蔵町 101	075-711-2171
京都府立洛南病院	◆	◆	宇治市五ヶ庄広岡谷 2	0774-32-5900
安東医院	◆	◆	京都市下京区間之町通下珠数屋町上る西玉水町279番地	075-344-6016
ひろこ心の診療所	◆	◆	京都市上京区烏丸通上立売下る御所八幡町110番地14 烏丸今出川ビル5階	075-415-5151

## 上記以外の相談・医療機関

地域	機関名	相談	医療	住所	電話番号
丹後	京都府丹後保健所 福祉課	●		京丹後市峰山町丹波855	0772-62-4302
	京都府中丹東保健所 福祉課	●		舞鶴市字倉谷 1350-23	0773-75-0856
中丹東	いいだクリニック	●		舞鶴市字堀上小字堀上町185-3	0773-78-5101
	独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター	●		舞鶴市字行永2410番地	0773-62-2680
中丹西	京都府中丹西保健所 福祉課	●		福知山市篠尾新町一丁目91	0773-22-3903
	クリニック「まほら」	●		福知山市駅南町2-188	0773-22-6123
南丹	京都府南丹保健所 福祉課	●		南丹市園部町小山東町藤ノ木21	0771-62-0361
	瀬尾医院	●		亀岡市篠町見晴1丁目8-3	0771-22-0802
京都市	北区 北区役所保健福祉センター障害保健福祉課	●		京都市北区紫野東御所田町33-1	075-432-1285
	上京区 上京区役所保健福祉センター障害保健福祉課	●		京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町285	075-441-5121
	つばき医院	●		京都市上京区上御霊前町410	075-411-1011
	左京区 左京区役所保健福祉センター障害保健福祉課	●		京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2	075-702-1131
	医療法人三幸会 第二北山病院	●		京都市左京区岩倉上蔵町161	075-791-2137
	中京区 中京区役所保健福祉センター障害保健福祉課	●		京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521	075-812-2594
	東山区 東山区役所保健福祉センター障害保健福祉課	●		京都市東山区清水五丁目130-6	075-561-9130
	山科区 山科区役所保健福祉センター障害保健福祉課	●		京都市山科区榎辻池尻町14-2	075-592-3479
	下京区 下京区役所保健福祉センター障害保健福祉課	●		京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608-8	075-371-7217
	南区 南区役所保健福祉センター障害保健福祉課	●		京都市南区西九条南田町1-3	075-681-3282
	右京区 右京区役所保健福祉センター障害保健福祉課	●		京都市右京区太秦下刑部町12番地	075-861-1451
	右京区役所京北出張所 保健福祉第二担当	●		京都市右京区京北周山町上寺田1-1	075-852-1816
	おい診療所	●		京都市右京区嵯峨野開町8番地60	075-873-3515
	西京区 西京区役所保健福祉センター障害保健福祉課	●		京都市西京区上桂森下町25-1	075-381-7666
洛西支所保健福祉センター障害保健福祉課	●		京都市西京区大原野東境谷町二丁目1-2	075-332-9275	
伏見区	伏見区役所保健福祉センター障害保健福祉課	●		京都市伏見区鷹匠町39-2	075-611-2392
	深草支所保健福祉センター障害保健福祉課	●		京都市伏見区深草向畑町93-1	075-642-3574
	醍醐支所保健福祉センター障害保健福祉課	●		京都市伏見区醍醐大構町28	075-571-6372
	広兼医院	●		京都市伏見区大阪町602	075-622-3006
乙訓	京都市乙訓保健所 福祉課	●		向日市上植野町馬立8	075-933-1154
山城北	京都府山城北保健所 福祉課	●		宇治市宇治若森7-6	0774-21-2193
	京都府山城北保健所綴喜分室	●		京田辺市田辺明町1	0774-63-5734
山城南	京都府山城南保健所 福祉課	●		木津川市木津上戸18-1	0774-72-0979

## 京都府外の自助グループ（ミーティングは京都市内でも開催）

- ◆AA(アルコールクス・アノニマス) 電話番号: 06-6536-0828  
会員制ではない、匿名性の自助グループ
- ◆アラノン (Al-Anon) 電話番号: 045-642-8777  
身近な人のアルコールの問題に影響を受けている人たち、依存症者の配偶者や親の立場の方、友人、子どもの頃にアルコール依存症の影響を受けたと感じているアダルトチルドレンの人たちの自助グループ
- ◆家族の回復ステップ12 電話番号: 090-5150-8773  
共通の問題を解決する為に、自分たちの経験と力を希望を分かち合う、アルコール依存症者の家族や友人たちのフェローシップ（仲間としての集まり）



亀岡支部、船井支部、洛北支部、北山支部、西陣支部、左京支部、北桑支部、葵支部、中京支部、壬生支部、東山支部、山科支部、下京支部、洛南支部、右京支部、桂支部、西山支部、伏見支部、南伏見支部、長岡京支部、宇治支部、大久保支部、田辺支部

ギャンブルが  
やめられない、止められない、苦しい！  
それは、ギャンブル等依存症  
かもしれません

ギャンブル等依存症は  
回復できます

一人で悩まず、家族で悩まず、まず！相談機関へ  
ギャンブル等依存症相談窓口

京都府 ギャンブル等依存症 相談



京都市を除く京都府内にお住まいの方はこちら（京都府精神保健福祉総合センター）

京都市 ギャンブル等依存症 相談



京都市内にお住まいの方はこちら（京都市こころの健康増進センター）

提出窓口一覧

※京都市内の事業所につきましては、障害福祉サービスは京都市障害保健福祉推進室（TEL 075-222-4161）、障害児関係は京都市子ども家庭支援課（TEL075-222-3939）へご確認ください。

提出窓口	所在地
<障害児入所支援> 京都府 健康福祉部障害者支援課 福祉サービス・障害児支援係	〒604-8570 京都市上京区下立売通新町西入る藪ノ内町 TEL 075-414-4671 FAX 075-414-4597
<障害福祉サービス等及び障害児通所支援については、下記の窓口にご提出ください。>	
乙訓保健所（山城広域振興局 健康福祉部）福祉課	〒617-0006 向日市上植野町馬立8 TEL 075-933-1154 FAX 075-932-6910
山城北保健所（山城広域振興局 健康福祉部）福祉課	〒611-0021 宇治市宇治若森7の6 TEL 0774-21-2193 FAX 0774-24-6215
山城南保健所（山城広域振興局 健康福祉部）福祉課	〒619-0214 木津川市木津上戸18-1 TEL 0774-72-0979 FAX 0774-72-8412
南丹保健所（南丹広域振興局 健康福祉部）福祉課	〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21 TEL 0771-62-0361 FAX 0771-63-0609
中丹西保健所（中丹広域振興局 健康福祉部）福祉課	〒620-0055 福知山市篠尾新町1丁目91番地 TEL 0773-22-3903 FAX 0773-22-4350
中丹東保健所（中丹広域振興局 健康福祉部）福祉課	〒624-0906 舞鶴市字倉谷1350-23 TEL 0773-75-0856 FAX 0773-76-7897
丹後保健所（丹後広域振興局 健康福祉部）福祉課	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855 TEL 0772-62-4302 FAX 0772-62-4368

<各市町村の所管保健所>

保健所	市町村
乙訓保健所	向日市、長岡京市、大山崎町
山城北保健所	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町
山城南保健所	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
南丹保健所	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹西保健所	福知山市
中丹東保健所	舞鶴市、綾部市
丹後保健所	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町